

## 関西中世史研究会編

## 『西洋中世の秩序と多元性』

轟木広太郎他

本書は、平成六年三月をもって瀬原義生氏が立命館大学を退官されたのを機に、氏の周りに関西一円から集い、一九七五年以来活動を続けて来た同研究会が、「中間総括」の意味も込めて発表された記念論文集である。執筆者は、瀬原氏本人も含め総勢二十二人のほり、また内容からしても、対象とする時代・地域・テーマはきわめて幅広くかつ多岐にわたるものとなっている。全体は、大きくテーマ別に配分されており、それぞれ「Ⅰ王権と国制」「Ⅱ貴族と地方権力」「Ⅲ都市・環境・生活」「Ⅳ思想と心性」といった四部から構成されている（各々の論文の題目については後述の評に譲る）。ただあらかじめ述べておく必要があるが、刊行の経緯あるいは会の性質からして、本書は何らかの統一主題を掲げた共同研究ではない。むしろ本書は、長年にわたって月に一度の研究会で議論を共有しながらも、「はしがき」にあるように、「自分の問題関心に頑固なまでに忠実」であった研究者たちの経過報告である。読者はそこに、近年のヨーロッパ中世史研究の領域の周知の多様化と、そしてそれと並行した、新しい問題ゆえの

多難な模索の数々を読み取ることができるだろう。本書の表題に編集者たちや執筆者たちが込めた意味合いがどのようなものであるにせよ、「多元性」の中でどのいくつもの意欲的な試みとして本書を読むのもよいのではないかと評者は考える次第である。

以下さっそく論評を始めるが、その前に本書評自体の成り立ちについて一言述べておきたい。実はすでにこの執筆に先立って、関西中世史研究会の会合において本書の合評の機会がもたれたのであるが、本稿は、その際の評者たちに原案を提出してもらい、それを轟木の責任で調整しつつまとめそして初めと終わりを付けたものであるということである。したがって、これは七名による合同書評である。おそらくは文体や論調等のばらつきがいくらか目にとまるというむきもあらうかと思われるが、それは、まとめの際に責任者が個々の評者を尊重して手を加えるのを最小限に控えたためと理解して頂きたい。とはいえ、もちろん、至らぬゆえの誤解やミスの類いはすべて轟木の責任である。それぞれの分担と担当者は、以下のとおりである。第Ⅰ部、中村敦子（第一、二、三章）、梁川洋子（第四、五、六章）。第Ⅱ部、小林功。第Ⅲ部、江南泰佐（第一、二、九章）、田中俊之（第三、四、五章）、塚本榮美子（第六、七、八章）。第Ⅳ部、轟木広太郎。

本書の第Ⅰ部「王権と国制」は、玉置さよ子氏による第一章「西ゴート王国のカトリック改宗について」から始まっている。

五七九年に西ゴート王の息子ヘルメネギルドは反乱を起こした。トゥールのグレゴリウス、ビクトラルのヨハネス、セビリヤのインドルスら三人の同時代人がこの反乱についての記述を残しているが、それぞれの論調には微妙な差異が認められる。本論文はこの

三叙述と反乱の背景を詳細に検討することにより、イスパニヤ教会人の理念を読みとっている。そこには六世紀の混乱期を克服し王国を統一安定に導いたレオヴィギルド王、レカレド王の功績、異端アリウス派からカトリックへの改宗という歴史の流れを正当化し、東ローマ皇帝との微妙な関係を調節しつつ新生西ゴート王国をリードするイスパニヤ教会という自己認識が浮かびあがるのである。前提とされている「西ゴート王国」「イスパニヤ教会」という意識の内容にも興味をもたれるところであろう。

第二章は藤井博文氏による「一〇〇二年の王位立候補者をめぐって―マイセンのマルクグラーフ・エッケハルト一世の場合―」である。オットー三世が後継者を残さずに亡くなると、王位を望んで何人かの候補者がたつた。この王位継承に関し、「自由選挙」の傾向を強く認める通説に対してE・ラヴィチュカは候補者たちに王家との血縁関係が存在していたことを主張する。はたして血縁関係の存在は王位継承の必要条件であったのだろうか。本論文は、候補者の一人マイセンのマルクグラーフであったエッケハルト一世を焦点にすえ、ラヴィチュカの議論を検証することを試みている。氏はラヴィチュカが議論の根拠としている名称の連続性と所領継承の二点を批判的に検討し、結論としてラヴィチュカの見解に再検討の必要性を主張している。ただし、全体として氏の通説に対する立場やラヴィチュカの議論の評価が複雑であり、氏の論旨をたどるにはやや困難を覚える。

つづく第三章は江川温氏による「ロベール二世の王権と『神の平和』運動―一〇二〇年代初のブルゴニユと北フランス―」である。「神の平和」運動は治安の悪化に対処するものという表面

的理解をこえ、本論文では王権が運動に対していかなる方針で関わっていったかという点に注目する。一〇二〇年代の三点の平和誓約文書には類似性が強くみられるが、それぞれの相互関係と背後の歴史状況とを綿密に検証することにより運動を導いた聖俗権力の理念が読み取れる。つまり、世俗統治機構の解体のなかで、教会は世俗権力と提携しあるいはそれを代行することにより王政を支えようとしたのである。司教を核とした平和維持機構の設立はロベール二世王権を再強化するものとなるはずであったが、現実的政治状況にはばまれて持続性をもつことはできなかった。論旨は緻密で説得的であるが、王権側の行動を能動的なものとして具体的に示すことができればよりイメージが明らかになるのではないだろうか。

第四章、井上雅夫「カノッサ事件と王権の『神聖性』」は、カノッサによって王権は神聖性を奪われたとする定説に対して、カノッサ以前にすでに王権の神聖性は不完全なものであったことを明らかにする。さらに、カノッサは長期的には教権の、短期的には王権の勝利であったとする説に対しても、国王の現実的な勝利の数々を指摘し、旧来の研究がカノッサの劇的なシーンに幻惑されて、現実を無視した観念的な議論に終わっている点を批判するものである。

しかし筆者はその後で、伝統的な意味での王権の神聖性は依然として疑われていなかったとするなど、カノッサ以前の王権の実際に関して不分明なままである。また筆者は、カノッサにおいて教権と王権のどちらが勝利したかを決定づけていないが、両者の勝敗如何よりもむしろ、ひろくヴォルムス協約以降の両者の関係

の変化を視野に入れた、筆者なりの意見を提示して欲しいように思う。

第五章は服部良久「一〇八二年五月十二日の『マイルベルクの戦い』をめぐる」である。マイルベルクの戦いとは、オストマルク辺境伯レオポルト二世とベーメン大公ウラティスラフが戦い、辺境伯の壊滅的敗北に終わった事件であるが、それに先立つトゥルン集会は、特にO・ブルンナー以降、ラント成立への画期的事件として注目されてきた。しかし筆者は、記述史料に依拠しつつ、同集会において有力貴族がバスサウ司教や辺境伯と同等の立場に立って共同で国王への背反を誓約したとはいえ、一三世紀に至るまでラントは未だ緊密な政治領域ではなかったことを指摘する。

そしてむしろ、この集会のような貴族と辺境伯との政治的・軍事的共同行為の積み重ねがラント意識の形成を促進した点を強調する。ただ、同集会に於ける国王への背反とグレゴリウス派の選択とをどのように関連づけるべきか、という点についての説明を加えて欲しいように思う。

第六章の寺村銀一郎「スウェーデンの国制―王国議会の成立をめぐる―」は、H・シュックの四条件に依拠しつつ、スウェーデンの身分制議会の起源を考察するものである。その結果、通説では王国議会が成立したとされる一四三五年のアルボーガでの集会は、実際には貴族会議にすぎず、一五二七年ヴェステロースでの集会こそが、最初の身分制議会といえるものであったことを明らかにする。そして一五四四年の四部会制成立によって身分制議会が完成し、一五六一年以降、「王国議会」として機能していくことを指摘する。筆者は順に人民集会、宮廷会議、國務評議会、

貴族会議から王国議会までを辿る。しかしそれが、各身分内で開催されていた各集会が最終的に王国議会へと統合されることを意味するのか、あるいは人民集会から始まって、時代を経るにつれて王国議会へと発達していくことを意味するのか、が不分明である点が惜しまれる。

第Ⅱ部は「貴族と地方権力」というテーマの四つの論考が収められている。

第一章は井上浩一「ビザンツ貴族の家文書」である。氏は本稿において、氏が以前から研究を進めているビザンツ貴族のイエの問題の研究の一環として貴族の文書の分析を行ない、文書の伝来の仕方が国家や社会の特質を反映していると考え、そして最後に貴族たちが、国家への従属意識とイエの自立意識という「相矛盾した二つの側面」を持っていたと論じている。

氏は一一世紀末の貴族グレゴリオス・パクリアノスの文書の分析を通じて、貴族たちがイエにおける文書の保管への細かい配慮を行っていたこと、国家の文書管理体制が充実していたことを明らかにしている。そして国家の文書管理体制が充実していたために、個々の貴族が文書管理にさほど神経質にならなくてもよい状況が生まれ、それが文書の伝来に大きく影響したと指摘している。

本稿は氏の近年の研究の一翼を成す意欲的な論考である。しかし、一一世紀にビザンツ国家が大きな転換を経験したことを考えると、貴族のイエ文書の分析から国家と貴族、さらには貴族のイエ意識との間にも何らかの変化が起きたのではないかと予想できる。今後はもう少し深まった議論を期待したい。

第二章は早川良弥「ザクセンにおけるヴェルフエンの家門意識」である。氏は既に南独のヴェルフエンの家門意識について、別稿で論じておられるが、本稿ではザクセンのヴェルフエン家についての考察を行なっている。

氏は『ザクセンのヴェルフエン史料』、『ハインリヒ獅子公の福音書』、『ハインリヒ獅子公の証書を主に利用して、ハインリヒ獅子公の下では、南独のヴェルフエン家（『ヴェルフ家』）と共通の伝承によりつつも、皇帝ロータール三世および大公オットーの後裔であるという意識を強め、「ヴェルフ家」とはやや異なる「ハインリヒ家」意識が成立しつつあったことを論じている。そして中世盛期における貴族の家門意識について、ヴェルフエンの事例を例としつつ、一般的理解として位置づけを行なっている。

本稿では家門意識という、中世盛期の貴族史研究を考える上で無視することのできないメルクマールに対して鋭い分析が行なわれている。だが家門意識とはどのようなものであるかが、随所て言及されているにも関わらず、けっして明確に説明されているとは言い難いように思われる。家門意識と政治的言動との関係や、前者が後者に与える影響も明確ではない。

続く第三章守山記生「一二世紀初頭のフランドルにおける政治的変動」では、氏はガルベールの叙述によりつつ、フランドル伯シャルルの暗殺と、それに続いて起きた政治状況について論述されている。そしてこうした政治的変動から、位位をめぐる争いに関与した大貴族の動向、そして市民階級の動向について注意すべきであると指摘している。

氏は詳細に事件史を追っているが、このように詳細に事件史を

追及し、大貴族や市民階級の動向に注目することによって、氏はフランドル史についていかなる展望を持ち、どのように議論を展開していくのか、明確に示して頂きたかった。また、ブランシポータがなぜ「最適な大きさの政治的単位」なのか本稿の説明では不十分であり、もっと明確な理由づけが必要であろう。

最後は第四章、朝治啓三「一二世紀ケムブリッジシアの陪審員」である。従来中世イングランドの陪審については、選出されるのも選出されるのも地元の騎士であり、また国王の統治の便宜上、人民による選出が出現したという評価を受けてきた。それに対して氏は巡回裁判記録に依拠して、一三世紀後半のケムブリッジシアの陪審員について分析を加えている。

その結果、ケムブリッジシアにおいては陪審員に選ばれたのは騎士ではなく自由保有者が主体であったこと、彼らが個々に孤立して存在していたのではなく、「地元の意向」を体现する場合もあったことを指摘し、従来の評価に疑問を投げかけている。

本稿は着実な資料操作を行なって、説得力のある結論を導くことに成功している。しかしケムブリッジシア独特の地方的事情が、陪審の選任に何らかの影響を及ぼすことはなかったのかが多少気になった。それゆえこのケムブリッジシアでの事例がイングランドの他の地方にも当てはまるのか、氏の今後の研究に期待したい。第Ⅲ部は「都市・環境・生活」と題され九本の論文が収められている。

第一章、瀬原義生氏の「中世前期ドナウ商業とパッサウ」は、氏の著書『ヨーロッパ中世都市の起源』の補足という性格のものである。内容は三つに分けられそれぞれドナウ都市の連続性の問

題、ドナウ商業とパッサウ市民勃興について、そしてパッサウがドナウ貿易を通じて東ヨーロッパにあたえていった文化的影響について考察されている。どの問題もバランスよく取り扱われているように思われる。ただ問題点としては、不用意に「市民階級」という言葉が用いられているが、どういった人々を指しているのかが曖昧であることが挙げられる。またドナウ商業の発展と、その担い手であるパッサウの商人たちの自治の微弱さのギャップについて、ひろくドナウ諸都市と比較して考察をすすめて欲しかった。

第二章は、佐藤専次氏の「アルベント・フォン・メッツとティールの商人ギルド」である。氏はいわゆる「古ギルド」と商人ギルドとを区別する見解に対して、連続を強調する立場に立って考察している。氏はアルベルト作の『*De diversitate temporum*』を史料に用いて、カロリング期のティール商人たちのギルドはすでに、単なる職能集団ではなく、誓約で結合したコミュニティであり、かつ住民の日常的な相互扶助をなす組織であったと論じている。商人批判ないしはギルド批判という当時の叙述のステレオタイプにそのまま立ちどまらず、そこに別のポジティブな像を見て取るという形で論がすすめられており、こまやかな読みを感ぜさせる。

評 書  
第三章、山辺規子「一二世紀中頃ジェノヴァの遺言書に見る家族」は、遺言書を用いた史料分析により、近年盛んな家族史研究に新たな地平を拓く。すなわち、中世後期のイタリア都市貴族像として一般化された通説に対して疑問を呈し、ジョヴァンニ・スクリバなる人物の公証人記録の中の遺言書の事例を分析し、一二

世紀においてはジェノヴァの都市貴族がさほど強固な結果を特徴とする集団ではなかったことを導き出す。遺言者の財産が同族の傍系男子よりも直系女子の系統に優先的に継承されることから、財産継承における家の自立性、横のつながりの希薄さを指摘し、さらに妻の座のあり方にも新たな特徴を見いだす、その論理はきわめて明解であり、史料分析にも説得力がある。もしも次の一二三世紀における遺言書を分析したら、さらに新しい傾向を指摘できるのか否か、興味がそそられる。

第四章の高橋陽子「フランドル都市の『ブーヴィーヌの戦い』」は、事件史として名高い一二一四年のブーヴィーヌの戦いの経過を再吟味することにより、従来過大視されていたフランドル都市像に新たな解釈を加える。すなわち、国際関係における一勢力としての都市の政治的・経済的役割を、イギリス、フランス両国王およびフランドル伯との関係のなかで分析し、結果として、他地域と比べて重要な政治勢力であったフランドル都市も、一三世紀前半段階、対外関係においては伯や貴族の動向に準じ、さほど大きな影響力を持たなかったことを導き出す。各勢力の動静を時期ごとに詳細に追い、そのなかで都市の位置づけをおこなっている点で説得的であり、かつ意義深い。国王・伯などが都市に対してどうアプローチしたかに叙述の重点が置かれているため、都市そのものの実態があまりよく見えてこないという難点も否めない。

第五章、高橋友子「中世後期トスカナ地方における病院施設―フィレンツェを中心として―」は、病院施設についてのきめ細かな分析を通して、イタリア都市社会の発展・成熟のあり方を問う。すなわち、他の地方に比べて数多くの病院施設を有していた

トスカーナ地方、とりわけフィレンツェにおける一五世紀から一五世紀までの病院施設の発展経過と機能の変化を核に、病院の運営体制、患者の出身地と収容先、医療活動の実際についても史料に即して検討し、さらにフィレンツェ以外の病院施設の分布のありようから、フィレンツェ型、ピサ・シエナ型の類型とその社会構造上の相違が提示される。提供された情報が的確に、かつ手際よく整理され、鮮やかな像を描いている反面、全体を見渡した場合、本論部分が事実分析に終始しすぎていて、結論部の上手いまとめに導くための方向性を欠くといううらみも残している。

第六章は、三成美保「死後の救済をもとめて——中世ウィーン市民の遺言から——」である。ここでは、中世における寄進や喜捨の性質が論じられる。従来、こうした行為は、有償贈与の伝統をもつゲルマン社会から、靈魂の救済のためなら無償贈与も認める中世社会への転換を示すものと理解されてきた。しかし氏は、一四世紀末におけるウィーン市民の遺言にみられる善行指定から、当時の寄進や喜捨が双務性の強い負担付贈与であった、ということを示す。そのうえで氏は、一世紀以降、キリスト教会の影響下で有償から無償へと贈与の性格が変わることを前提とした、贈与社会から売買社会への転換を論じる阿部謹也氏の議論に修正を求める。この結論は、ウィーンで代理口頭遺言が普及し、一般市民の遺言もかなり多く残存していたことを考え合わせると、無視できない説得力をもつものといえる。

第七章は、奥西孝至「一五世紀（ヘント）における都市の穀物市場とホスピタール」である。この論文では、八つのホスピタールの会計帳簿をもとに、穀物調達のあり方が分析される。それによる

と、一五世紀前半には、現物収入、あるいは穀物市場やレイエナ一帯での購入が主流であったのに対し、中期以降は、穀物商人、借地農、パン焼き職人からの購入が増加している。このことから、氏は、一五世紀の穀物取引の状況は「静態的」である、という従来の理解に修正をもとめ、「動態的」な研究の必要性を示している。この提言は、氏が一次史料を丹念に分析した結果によるもので、真摯に受けとめたい。しかし、ホスピタールが宗教的慈善施設であり、穀物購入量が少ないことを考慮すると、説得力の弱さは否めない。これらの施設を扱う積極的な意義が示されていないのが残念である。

第八章の渡邊伸「エルザス・オルテナウ都市の宗教改革について」は、「帝国都市と宗教改革」というテーマではあまり扱われていない、カトリックに留まった都市の宗教改革運動を取り上げている点で、新味のある論文である。ここで氏は、民衆の改革運動に統制力を脅かされ、教会政策を中心に何らかの対応を迫られた市参事会の様子を明らかにすることにより、統治階層に宗教改革の決定権があったとするW・エルンデレの主張を反証する。こうした氏の例証は、基本的にメライ説を補強するものであり、カトリックの都市を視野にいれても揺るぎない、その正当性を示すものである。また、氏が、宗教改革の外的要因として市外からの宗教改革者の影響に着目している点は、宗教改革運動の伝播だけでなく、大都市と中小都市との繋がりを考える上でも、示唆に富む指摘である。

第九章、井上正美氏の「中世気候の多様性について」は、まさに中世の気候を最近の研究動向を踏まえて考察するものである。

氏は前提としてあまりにも中世史研究者が気候の問題に無頓着である点を指摘している。さらに氏は、グリーンランドのアイス・コアやアルプス氷河についての研究などにも目を配り、そうした研究の成果が中世史研究にどれだけ応用できるのか、さらに文書資料と組み合わせてどのような歴史像の構築が可能であるかを示している。今回は、いわゆる歴史の論文というスタイルを取っていないが、気候と氏の言う「人間の歴史」との関係がよりいっそう具体的に示されることを期待する。

第Ⅳ部は「思想と心性」で、三論文からなる。

第一章の八塚春児「十字章考証―第一回十字軍―」は、十字軍研究を通じて当時の人々の心性に迫る試みの準備作業として、十字の印を取り上げ、いろいろな角度から文字通り考証を加えている。前半部では、いくつかの事実関係、すなわち、十字に関する規定の歴史上の経緯、十字の素材や色、十字の付与者、そしてとくに体のどの部分に十字を付けたか、について史料に即して次々と説明がなされる。次いで後半部では、前半部を受けて十字がおもに「肩に」あるいは「前に」つけられたことの理由が論じられたのち、十字の象徴性（誓願の印）、効果（宣伝としての）、機能（護符の役割）へと説き及んでいる。本稿は歴史の中のある種の記号の考察としてまとまりを有した内容となっている。ただこの考察が、氏のこれまでの研究および今後の構想とどう接続されるのか、展望を示してほしかった。

第二章は赤阪俊一「ヨーロッパにおける性的逸脱者、願者、ユダヤ人」である。氏は、各種の少数者や逸脱者に対する迫害が中世初期にはほとんど見られない点をまず指摘し、弾圧の始まりは

一二世紀前後のヨーロッパ社会の構造的変容と関連があるのではないかと問う。そしてそれぞれ中世初期の寛容な処遇から、同性愛は、中世後期には悪魔崇拜や異端と同一視されるに至る点、願者は、一三世紀にははや隔離される以前に死者であるとの烙印を押され、また一四世紀のフランスでは大逆罪の汚名を着せられた点、最後に、かの十字軍時代のユダヤ人虐殺の開始、その後の諸王国からの追放などを順次論じる。しかし、最初の指摘は注目に値するものの、三者を同時に論ずる根拠が弱く、また「寛容から迫害へ」の単純な図式は再考を要するのではないだろうか。

第三章の大黒俊二「石か種子か―P・I・オリヴィーの *Inter-est* 論―」は、一三世紀のフランチェスコ会士オリヴィーの徴利論の新しさを独自の視点から精緻に論証している。中世の徴利論の画期は、貨幣不妊説（「石」としての貨幣）を乗り越えて、「期待利益の損失」に基づく損害賠償が、消費貸借のみならず投資貸借においても、しかも初めから認められるかにかかっていたのだが、氏は、オリヴィーはボナヴェンツラから援用した（「貨幣に備わった」種子的性格）の理論によってそこを踏み越えたのだと主張する。そして最後に、清貧主義の關將という彼の立場と利子擁護の姿勢との矛盾を指摘して結んでいる。氏の緻密な議論が印象的な論稿だが、以上の過程が、貨幣経済の進行を前にしての理論の譲歩の歴史以上のものであるのか、今後の展開に注目したい。

以上、出来る限りの紙幅を割いて個々の論文の紹介とコメントにまわしてきたものの、やはり論文の数の多さゆえに、紹介が不十分であったり、論じ切れなかった部分が多々あった点はなんと

も残念である。

また、ここで、全体的な総括を下すことは本書の性質上困難なので、若干の傾向について簡単に触れておきたい。やはり収録された論文数の理由からなのであるが、ひとつひとつの論文自体にあてられた紙数が少ないということが本書の前提としてあるように思われる。ただこのことは、本論文集の価値を必ずしも貶めるものではないように思われる。むしろ史料を限定してそれについて統一的なまとめを行ったもの（たとえば江川論文、朝治論文、山辺論文、三成論文、奥西論文）、あるいは焦点を絞ってじっくりと論を重ねたもの（たとえば早川論文、大黒論文）は、紙幅の少なさをそれなりの機会として活用しているとの印象を受ける。とはいっても全体的に言える点として、史料や論点を限るゆえか、あるいはこれまでの研究のわきに問題を見つけたゆえか、あるいは

は思い切って新しいことを試みてみようとしたゆえか、各執筆者が自分の研究全般のなかで各々の論文をどう位置付けているのかについての示唆が乏しかったり、関連が今一つ分かりづらいということがあるのは惜しまれる。

なお、全体にわたって明らかに誤植と思われる箇所がいくつも散見されるのもいささか残念である。

最後になるが、不十分な知識や理解ゆえに浅薄な読み損ないをしていないか、さらには的外れの批判をしてはいないかとおそれるが、その点については執筆者の方々の御寛恕を乞うばかりである。同研究会の次の「総括」を期待しつつ、ここで結びとする。

(A5判 四三三頁 一九九四年五月 法律文化社 一〇〇〇〇円)

(京都大学大学院博士後期課程